

令和6年度伊豆地域におけるウェルネスツーリズム推進事業業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度伊豆地域におけるウェルネスツーリズム推進事業業務委託

2 業務概要

本業務は、静岡県（スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課）が観光庁「地域観光新発見事業」の採択を受けて実施するものであり、都市部へ偏在傾向にある観光による経済効果を地方にも波及させるため、地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツについて、磨き上げから適時適切な誘客につながる販路基盤の整備、情報発信の一貫した支援を実施する事業である。

3 業務目的

本事業は、伊豆地域において、太古から続く大地の営みがもたらした恩恵である、景観、温泉、食、東京2020オリンピックを契機に新たに活用が期待されるスポーツ資源を融合させ、ウェルネスツーリズムの視点でのツアー造成や、新たな体験コンテンツを造成し、提供することで、地域内での周遊を促進させ、滞在日数の長期化及び旅行消費単価の上昇に繋げ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約日から令和7年2月21日（金）まで

5 委託上限額

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務エリア

静岡県伊豆の国市、伊豆市及び沼津市

7 ターゲット

関東圏の20代から40代女性の個人旅行者

8 委託業務内容

（1）商品の企画、開発

ア ウェルネスコンテンツの造成

“伊豆でしか出来ない体験”をベースに自然を感じるリラクゼーションアクティビティ（オフ旅）及びフィットネス目的のワークアウトコンテンツ（オン旅）を造成すること。また、体験については、ターゲット層の興味関心やトレンドを意識した要素を組み込むこと。

なお、造成するコンテンツ数については以下のとおりとする。

（ア）オフ旅：コンテンツ数 3以上

（イ）オン旅：コンテンツ数 1以上

オン旅については、コンテンツ造成に当たり、別添「令和5年度自転車を活用した健康づくり事業 事業報告書」を参考にして造成すること。

イ ツアーの造成

アで造成したコンテンツに、温泉や食でのリラックス・ご褒美感を組み合わせ、2泊3日のツアーを企画・造成すること。なお、造成するツアー数は以下の通りとする。

（ア）オフ旅：ツアー数 1以上

（イ）オン旅：ツアー数 1以上

ツアー造成に当たっては、「伊豆ヘルスケア温泉イノベーションプロジェクト」の実証事業 (<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shuseki/1056327/1056362.html>) を参考にして造成すること。

(2) モニターツアーの実施

(1)で造成したコンテンツ及びツアーの商品化に向けた課題の抽出のため、モニターツアーについて以下のとおり実施すること。

ア 実施回数

（ア）オフ旅：造成したツアーにつき1回以上

（イ）オン旅：造成したツアーにつき1回以上

イ 対象者

関東圏に在住する20代から40代の女性の個人旅行客及びメディア

ウ 参加者数

各ツアー5名以上

エ その他

モニターツアーの参加者にアンケート調査を実施し、参加者の満足度や改善点等、幅広く意見を聴取し、ツアー内容の改良に活用すること。

(3) プロモーションの実施

動画、写真等により作成したコンテンツ及びツアーをターゲット層に効果的にPRするためのプロモーションツールを作成すること。

プロモーションツールにより、旅行代理店、宿泊事業者、観光協会等と連携し、SNS等を活用した効果的なプロモーションを行うこと。

なお、制作したプロモーションツールの著作権はすべて委託者に帰属し、委託者が認める別の業務で使用できるようにすること。

(4) 誘客受入体制の整備及び体験コンテンツの販売に対する運営体制の検討
発注者が指定する様式に従って観光コンテンツタリフを作成すること。

観光コンテンツタリフを用い、伊豆地域の宿泊施設、観光協会、旅行代理店と調整を行い、誘客受入れ体制の整備を行うこと。また、伊豆地域の地元企業が主体となって継続的に商品を販売していくことのできる販売体制を構築すること。

(5) 独自提案

予算の範囲内で、本業務の目的に資するための独自提案を行うことができる。

(6) その他

本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受注者が行うこと。ただし、事前に発注者と十分協議を行い、情報共有を図ること。

9 成果物の提出

(1) 成果物

業務終了後に以下の成果物（各1部及び電子データ一式）を提出する。

- ・完了実績報告書
- ・観光コンテンツタリフ

※上記成果物の様式については、別途指示する。

(2) 提出場所

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課

(3) 提出期限

令和7年2月21日（金）

10 対象外とする経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・事業者における経常的な経費

(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等)

- ・ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業における資金調達に必要となった利子
- ・ モニターツアー参加者の実施場所への旅費

11 秘密保持

(1) 秘密の保持

本業務で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取扱う場合は、静岡県個人情報保護条例(平成14年10月25日静岡県条例第58号)を遵守しなければならない。

12 業務実施に係る留意事項

(1) 本事業は、観光庁「地域観光新発見事業」の採択を受けていることから、公募要領 (<https://shinhakken.go.jp/document>) を熟読し、各要件を遵守すること。

(2) 業務の円滑化のため業務全体の運営体制、緊急時の対応を決定し、委託者に報告すると共に、常にこの体制が機能するように努めること。

(3) 受託者は、本業務の実施にあたって、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的な業務執行を心がけること。また、委託者から業務の実施状況に関する報告を求められた場合には、随時報告を行うこと。

(4) 契約の変更等

ア この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上決定する。

イ 委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(5) 事業実施時の安全対策について、周辺環境等に配慮し、安全に事業実施できる体制を整備すること。

(6) 発注者と地域観光新発見事業事務局との間で行われる 証憑書類の提出等に係る事務手続きについて、発注者の指示に基づき協力すること。

13 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたり、必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 本仕様書に定める以外の事項については、委託者と協議の上、決定する。
- (3) 天災その他不可抗力の原因による社会情勢の変動により、契約後、当業務委託の中止または内容を変更する場合がある。
- (4) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。